



広報

2019 December No.353

みはら



ゆずどりんく



村税納付

期限のお知らせ

- 固定資産税 第3期 令和元年12月25日
 - 国保税 第6期 令和元年12月25日
 - 国保税 第7期 令和2年1月31日
 - 村県民税 第4期 令和2年1月31日
- よろしくお願ひします。

12

人口と世帯数 | 総人口：1,500人 | 男：734人 | 女：766人 | 世帯数：758世帯

(令和元年10月31日現在)

議会だより

令和元年12月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

9月定例会

- 村長の行政報告 ①ページ
- 一般質問 ①～②ページ
- 議案質議 ③～⑤ページ
- 令和元年第7回臨時会 ⑤ページ
- 第6回臨時会・第7回臨時・第8回定例会賛否一覧 ... ⑥～⑦ページ
- 第9回臨時会賛否一覧 ⑦ページ
- 常任委員会の動き ⑧ページ

村長行政報告

小中学校の空調設備が8月初旬完了。ブロッケン撤去工事が8月中旬完了し、フェンス整備設置工事が完了により、生徒達などへの危険性が解消できた。

4月の全国学力学習状況調査で、中学校は、3教科の平均正答率が全国平均を13・3ポイント上回り、全国トップレベルだった。小学校は全国平均を3・3ポイント下回ったものの、算数では1・8プラス。小中学校とも生徒主体の授業改善に取り組んでおり、中学校に於いては、その成果が顕著に出た結果と考えております。

本年度のふるさと納税額は、8月末時点で、3百53万1千円で、前年比97・4%と横ばい状況で、7月が43・9%、8月の前年度比64・2%と伸び悩んでいる状況です。

6月1日から、法改正により返礼品の還元率3割以下の影響は受けていると思われまます。

今後取り組みの中で、特別栽培米やおいしい米づくりの紹介などを、検討していく必要があると考えております。

一般質問



質問 沖 憲二
三原村人口減少について

2015年に三原村創生総合戦略なるものが発行されている。その目標として2060年人口1335人と記載されている。この数字の根拠は何か。又それは達成出来なければどの様な問題が発生するのか。

答弁 田野村長

根拠については国立社会保障人口問題研究所の推計を基にして、生活環境や各種支援施策の充実、転入促進等施策効果を勘案しての数字となっている。達成出来なければ行政サービスや地域の繋がりの維持が難しくなる可能性もある。

質問 沖 憲二

三原村創生総合戦略には2060年の目標人口だけでなく2015年から5年ごとの目標人口が記載されている。2020年は1604人とされている。今年6月末の人口は1513名と2020年を待たずして大きく下回っている。この乖離の原因は何と考えるか。

答弁 田野村長

社会及び自然減が共に想定以上に進んだ事が原因と考える。

質問 沖 憲二

その原因の対策として何が必要と考えるか。そして、それは今後誰がどう対応するのか。

答弁 田野村長

移住促進を考える。そのためには雇用、住居、生活サービス、教育の充実、子育て環境の充実に取り組んでいく必要があると考える。公営住宅への入居要件、低所得者ではなくても入居出来る様に価格について県と調整を行っていく。

人口減少の対策に関して役場だけが頑張って解決する問題ではない。

役場職員、議員の皆様や三原村住民の皆様全員が丸となって課題問題に取り組んでいかなければならぬと考える。

質問 沖 憲二

三原村創生総合戦略に0歳から4歳児の人口、平成

31年50名と目標を掲げているが、今年3月末の0歳から4歳児の人口は何名か。

その数値の乖離の原因はなんと考えるか。またその対策は何か。

答弁 田野村長

25名です。子育て世帯の少ないのが1番の問題と考える。0歳児から保育料の無償化、3歳児以上の副食費、給食費無償化を考えている。

保育所の入所年齢引き下げを行っているが、0歳児から預かる事はなかなか踏み切れないところがある。来年度から1歳3ヶ月から預かる様に予定。

質問 沖 憲二

教育現場ではすでに課題が出ています。来年度の中学校生徒数は20名を切ると予想する。集団の中の個人の立場を身を持って体験する環境が生徒に与えられない。これは大きな課題であ

り悲しいことだと思ふ。

ここ数年でいち早く結果の出る人口減少対策が必要だと考える。その対策と具体的な対応は何か。

答弁 田野村長

放課後子ども教室の開設、学校給食の無償化、中学生みらい教室の開室などを行い子育て環境の向上を目指している。星ヶ丘団地に関して販売促進のため管理をしつかり行っていく。独身者向け住宅に関しては議会の皆さんとお話させて頂く。



質問 杉本 龍司
地方財務残高について

社会経済情勢の大きな変化に伴い、住民の価値観が複雑且多様化する中限られ

た財源を最大限活かし、住民に必要なサービスを届けられるか危惧する。地方財務残高、借金が一人当たりいくらか聞く。

答弁 田野村長

平成30年度の決算において地方債の残高は35億3百34万円で、一人当たり約69万円です。

質問 杉本 龍司

26年度辺りからの推移を聞く。

答弁 田野村長

起債の残高は、27年度30億、28年度32億、29年度32億、30年度35億です。

質問 杉本 龍司

その推移を見てみると年々増加傾向にある。それに対し三原村の人口減少は急激に進んでいる。

借金の額は増え、人口は減り、これで今後子育て、安定した老後を見込めるか。

答弁 田野村長

事業をやるたびに起債残高は増える。人口を増やすために10年、15年先を見込んだ投資もやっている。

質問 杉本 龍司

今後人口減少が加速する、令和2年度より農業公社ユズ選果場建設の過疎債3年間据え置きを支払いも始まり、また今年度、過疎債一部を活用したハセガセ農泊体験施設、公民館新築工事、大型事業にも着手している。住民の負担になる事業を継続する、着手するとは真摯に受け止めてもらいたいと思う。



議案審議

三原村農泊交流施設設置及び管理に関する条例を制定することについて。

提案理由の説明

阿部地域振興課長

本村の豊富な自然と地場産品を活用し、都市との交流促進、住民福祉の増進と観光振興を目的に建設中の農泊交流施設の設置及び管理に関する条例を制定するもの。

質疑 嶋田 一二三

農泊交流施設の改修工事について、先の臨時議会において、高力ボルトの需要の関係で工期延長をした。そのボルトが搬入出来るのは11月末で、その後4ヶ月で工事が完成出来るのか。その指定管理者は具体的にいつから、どういう形で募集をかけるのか。

答弁 阿部地域振興課長

高力ボルトの納入が予定通りされる事で工期内の完成は出来ると思っております。本条例が承認されたのちに規則、募集要項については、ほぼ精査出来ているが、尚もう一度細かな詳細等を確認し公募等をしていきます。

質疑 増井 三郎

地元の方との入り口辺りの土地の問題も話し合いをしているという事ですが、もう解決しているのか。

答弁 田野村長

調停中ですので、言動については差し控えます。

質疑 杉本 龍司

入り口の道路は調停中。管理者を決める以前に調停の折り合いがついてからやるべきではないか。

答弁 田野村長

弁護士を仰ぎながら執行していくという事。

討論

反対討論 増井 三郎

まずは、入り口の道の問題を解決すべきであつて、その後こういう条例その他を制定していくべきと思つて、この条例には賛成出来ない。

賛成討論 沖 憲二

今回はこの条例制定です。やる、やらないとか、入り口の話ではない。従つてこの条例制定に関しては何も反対する意味はないので賛成する。

平成30年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定について

決算概要についての説明 中西会計管理者

本年度の一般会計の決算額は歳入22億6千6百95万9千92円、歳出22億3千3百26万1千8百89円、翌年度への繰り越すべき財源2

千55万2千円となつている。

三原村監査委員からも概ね適切であるとの評価であるも公債費1・5ポイント、物件費0・8ポイント、人件費0・6ポイントそれぞれ上昇しており、今後の事業執行については、經常収支比率、実質公債費比率等を十分考慮し、財政運営にあたるよう望むとの指摘もある。

質疑 新谷 和幸

決算報告によると予算額が28億2千35万7千円に対し支出額22億3千3百26万1千8百89円で予算に対し執行率79・2%、繰越率18・2%と不用額が生じているが、及び予算の執行の遅れの原因について改善すべきではないか、今後の改善策を伺う。その原因を執行部全体で共有すべきではないか、今後の改善を望むべく村長の所見を伺う。

答弁 田野村長

各課で対応策を練りながら、幹部会でも共有している。

質疑 沖 憲二

ごみ処理成果の記述に資源ごみが増加して欲しかったが減少していると記述されている。当村では中学校に資源ごみとして持ち込んでいるその評価もすべきではないか。ごみ処理については住民課と教育委員会の資源ごみ事業になつており両組織のコミュニケーションの在り方に怠りがあるのではないかと各課の情報を密に取りながら、ごみの資源化等についても住民に発信して欲しいが村長の所見を伺う。

答弁 田野村長

幹部会の中で提案し取り組んでいきたいと思う。

答弁 中内住民課長

確かに中学校へ資源ごみが沢山行つておりますので、本年度から記載の見直

しを考えている。

三原村固定資産税評価
審査委員の選任について

住所 三原村皆尾

456番地

氏名 西村 敏男

(昭和23年1月15日生)

全会一致可決

令和元年度三原村
一般会計歳入歳出
補正予算

提案理由の説明
武内総務課長

調停事件に係る顧問弁
護士委託料30万円。宮ノ川
村有地雑草林の刈り払い19
万1千円

提案理由の説明
中内住民課長

保健センター駐輪場解体
工事26万円。保育施設使用
料1百10万7千円減

提案理由の説明
阿部地域振興課長

農泊施設の備品購入費8
百万円

星ヶ丘団地下の看板取り
換え18万8千円。観光振興
費委託費2百96万2千円。
体験型観光支援強化事業67
万1千円。負担金及び交付
金5百51万2千円。

提案理由の説明
大塚農林業建設課長

農業振興費償還金利子及
び割引料26万6千円。

提案理由の説明
近森教育次長

社会教育総務費42万8
千円

質疑 嶋田 一三三

総務管理費役務費村有物
件災害保険、7万6千円は
どの物件に掛けるのか。又
村有地草刈り委託業務費、
19万1千円の場所は。

答弁 武内総務課長

保険料は農泊のロッジ施設
で、草刈りは五社のすぐ近
くの村有地に竹が生え水田
に支障をきたしている。

質疑 増井 三郎

調停事件の顧問弁護士の
委託料は今まで議会で、村
長の答弁は絶対間違いな
いと聞いていたが、調定に諮
るのは執行部のミスだと思
う。調停中なのに事業を進
めると不利になる気がする
、地主と円満解決して本
格的に事業を推進すべき
だ。私は委託金は公金を使
わないで個人負担すべきだ
と思う。

2点目は農泊施設の備品
購入費は施設の完成検査も
終わってないのに早々必要
なのか。
3点目農林業振興費償還
金利子及び割引料の件で農
業公社研修生が公社や村の
対応のまずさから研修生が
終了直前に辞め償還金が発
生した。少子高齢化、人口

減、移住者促進などの事業
に取り組み中、慎重に取り
組むべきではないか。

答弁 田野村長

地主と話し合いが出来な
いかとの質問ですが、調定
は弁護士同士が進めてい
る。今はその時期ではない
気がするが、出来るように
なれば可能かと思う。

答弁 武内総務課長

調停事件は申立人の方も
弁護士を立てて来ておりま
すので、村の方も対応し弁
護士に依頼する。

答弁 阿部地域振興課長

改修の工事と並行して設
置されるもので必要であ
る。

答弁 大塚農林業建設課長

研修生が独立して就農す
る園地の件で、公社と意見
の相違があった。
対応の遅さを反省し今後
気を付ける。

質疑 新谷 和幸

自主防災補助金の集落に
対し上限範囲と今後も村民

の要望の物品を購入可能か。
2点目は体験型観光で巨
木に看板設置の場所、数量、
単価と今後の事業の取り組
みについて聞く。

答弁 武内総務課長

部落からの要望の物品で
当初50万円を上限に来年度
も購入予定。

答弁 阿部地域振興課長

現在宮ノ川集落で巨木巡
りツアーを行っているが、
案内板は村内11ヶ所に設置
予定。一ヶ所に案内板、解説
板、製作費、支柱、工事費が
必要で、計6万1千円、今後
自転車コースなど想定しな
がら検討したい。

質疑 杉本 龍司

調停委託料の件で議会で
の弁護士の話を聞けば、村
に落ち度はなく全てが丈夫
夫との話を聞いた。しかし
相手の立場を考えるとこの
まま調停が終了とは思わ
ず、今後増額の可能性を心
配する。
2点目で保険料が提出さ

れているが、ロッジの完成検査は終了したのか。

答弁 武内総務課長

調停の関係は調停人の判断なので今は不明。

答弁 阿部地域振興課長

完了報告が2週間以内にあり、検査に合格で引き渡し村の施設となる。

質疑 沖 憲二

保健センター駐輪場解体の場所に廃棄の蛍光灯置き場の予算は計画しているのか。

答弁 中内住民課長

今は解体後の所に新しく建てる計画はない。保健センターの裏の駐車場の一部に置ける場所を設置する。

令和元年 第7回 臨時会

工事請負契約の変更契約の締結について

契約金額

請負金額の増額 2百62万円

(内消費税 2百62万円)

変更前 1億4千1百48万円
(内消費税 1千48万円)

変更後 1億4千4百10万円
(内消費税 1千3百10万円)

完成期限

変更前 令和元年9月25日

変更後 令和2年2月29日

提案理由の説明 田野村長

三原村農泊施設改修、増築工事について、工事資材調達の遅れに伴うもので、受注者の責めに帰するものでなく、完成工期と契約金額を変更するもの。

質疑 杉本 龍司

高力ボルトの入手困難による工期延長について執行部は把握出来ていたのではないか。

答弁 阿部地域振興課長

私がそういう情報を自分の中で持っていなかった事は、認識不足で申し訳なかつたと思う。

質疑 杉本 龍司

工期を延長する事で、10

月1日の法改正により消費税が2百62万円増額になる。それを高力ボルトだけの責任にするのはどうか。

双方にペナルティはあると思うが。

答弁 田野村長

高力ボルトの不足は全国的なもので受注者の責めに帰するものではなく、うちにもミスもあったという事で予算提案した。

質疑 新谷 和幸

受注者がボルトの入手については色々と努力もして今日に至っていると思うが執行部は相談を受けたのか。

答弁 阿部地域振興課長

6月10日の回答として業者の方に高力ボルトは11月末までの納入が出来ないという事を聞いていた。9月25日の工期までには間に合わないという事で、国との協議をずっと進めてきた。

議会には報告等をする機会を設けられなかった事は誠に

申し訳ないと思っている。

質疑 新谷 和幸

5月30日の発注に対して6月10日の時点でこの工期には危ないという事が予想されていたという事だが、合計で3千本のボルトがいる。何本かが手に入れば、工期についての短縮の可能性も全然なかったのか。

答弁 阿部地域振興課長

そういう可能性はなかったと思う。

質疑 嶋田 一二三

変更後の完成期限が令和2年2月29日になつている、先の総務常任委員会では国庫補助を受けている関係でこれ以上は延長出来ないという事ですが、仮にこれまで完成が出来なかった場合にペナルティはあるのか。

答弁 田野村長

国からのペナルティはあると思う。どういうペナルティかはまだ分かりませ

反対討論 杉本 龍司

この工期の遅れに対し村民のお金が2百62万円消失する訳であつて、私としたら賛成出来ない。

賛成討論 沖 憲二

今否認すると事業が出来なくなる。そしたら国から大きなペナルティが来ると思う。消費税どころの話じゃなくなると思う。賛成するべきだと思う。

反対討論 新谷 和幸

今日の流れの中で根本的な進入路の問題から始まり、その解決がまだ決着が付いていない等々の色々な問題があり、今日に至つてこの工期の延長も関係してそれに至つていると思う。2百62万円の消費税を村民の税金で全額これを補うという事は反対する。

反対討論 増井 三郎

この事業はどうしても理解が出来ない。中止すべきだと思つている。

令和元年 第6回臨時会(8月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	増井	武内	可否
工事請負契約を締結することについて (三原村立中央公民館新築工事・契約金額 320,540,000円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
物品購入契約を締結することについて (令和元年度パソコン購入事業・契約金額 6,092,280円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
物品購入契約を締結することについて (令和元年度 教育委員会パソコン購入事業・契約金額 13,608,000円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

令和元年 第7回臨時会(9月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	増井	武内	可否
工事請負契約の変更契約の締結について (三原村農泊交流施設(改修・増設)工事)		×	○	×	○	○	○	×	—	可

令和元年 第8回定例会(9月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	増井	武内	可否
三原村農泊交流施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて		○	○	○	○	○	○	×	—	可
三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村印鑑条例の全部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村簡易水道条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額2,266,959千円、歳出総額2,233,261千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額229,921千円、歳出総額224,702千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額40,082千円、歳出総額38,950千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	増井	武内	可否
平成30年度三原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額265,188千円、歳出総額261,694千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額72,152千円、歳出総額72,152千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額48,946千円、歳出総額48,946千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額29千円、歳出総額29千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額31,145千円、歳出総額30,741千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額52,253千円、歳出総額52,082千円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (43,568千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (36,100千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,246千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (3,701千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
令和元年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,576千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

令和元年 第9回臨時会(10月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	増井	武内	可否
令和元年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (5,500千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可

常任委員会の動き(8月～11月)

総務常任委員会

8月7日

- ◎保育料無償化について
- ◎森林環境税について・新規就農者に対するユズ園地の貸与関係について

8月16日

- ◎農泊交流施設進入路案件についての説明

9月2日

- ◎農泊交流施設(改修・増設)
工事請負契約の変更について
- ◎農泊交流事業関連予算等について

9月10日

- ◎三原村農泊交流施設の設置及び
管理に関する条例(案)について



9月17日

- ◎9月議会対応

10月24日

- ◎農泊事業の件について
- ◎意見書の取り扱いについて



議会運営委員会

7月30日

- ◎8月臨時議会対応で日程等調整

9月17日

- ◎9月定例会対応で日程等調整

広報委員会

11月21日

- ◎定例会等の広報編集

決算のまとめ

(単位：円)

区 分	令和元年度への繰越事業費繰越財源	実質収支額	左のうち基金に繰入れる額	令和元年度へ繰り越して使用できる額
一般会計	20,552,000	13,145,203	7,000,000	6,145,203
特別会計	国民健康保険	5,218,806		5,218,806
	診療所	1,132,159		1,132,159
	介護保険	3,494,055		3,494,055
	簡易水道	0		0
	農業集落排水	0		0
	土地取得	0		0
	後期高齢者	403,400		403,400
	電気事業	170,819		170,819
合計	20,552,000	23,564,442	7,000,000	16,564,442

平成30年度末 収入未済額の一覧表

(単位：円)

項 目	滞納繰越額	今年新たに増えた滞納額	欠損処分額	実質滞納額	対前年度比較		
					29年度末	増 減 額	
村 税	個人村民税	236,476	672,713	36,888	872,301	781,404	90,897
	法人村民税	50,000	0	0	50,000	50,000	0
	固定資産税	1,637,772	657,500	193,400	2,101,872	2,446,030	△ 344,158
	軽自動車税	713,707	162,700	112,300	764,107	1,016,173	△ 252,066
	国保税(医療分)	105,506	783,974	36,753	852,727	604,488	248,239
	国保税(介護納付金分)	57,215	328,840	24,278	361,777	51,757	310,020
	国保税(後期高齢者分)	9,034	74,386	7,824	75,596	327,810	△ 252,214
	村 税 の 計	2,809,710	2,680,113	411,443	5,078,380	5,277,662	△ 199,282
負 担 金	学校給食費	297,999	46,875	0	344,874	437,949	△ 93,075
	計	297,999	46,875	0	344,874	437,949	△ 93,075
使 用 料	住宅使用料	4,549,776	561,400	0	5,111,176	5,167,536	△ 56,360
	体育施設使用料	7,400	0	0	7,400	7,400	0
	計	4,557,176	561,400	0	5,118,576	5,174,936	△ 56,360
財 産 収 入	土地貸付収入(過年度分)	1,989,500	0	1,989,500	0	1,989,500	△ 1,989,500
	建物貸付収入(過年度分)	40,000	0	0	40,000	40,000	0
	計	2,029,500	0	1,989,500	40,000	2,029,500	△ 1,989,500
簡 水	水道使用料	4,479,803	435,676	0	4,915,479	5,265,008	△ 349,529
農 集	集落排水処理施設使用料	117,585	3,574	0	121,159	263,689	△ 142,530
介 護	保 險 料	1,217,200	140,500	46,700	1,311,000	1,513,949	△ 202,949
	督促手数料	25,700	2,900	1,600	27,000	30,800	△ 3,800
	計	1,242,900	143,400	48,300	1,338,000	1,544,749	△ 206,749
後 期 高 齢	保 險 料	40,000	79,300	0	119,300	88,300	31,000
	督促手数料	0	1,600	0	1,600	1,200	400
	計	40,000	80,900	0	120,900	89,500	31,400
合 計	15,574,673	3,951,938	2,449,243	17,077,368	20,082,993	△ 3,005,625	

平成30年度会計別

区 分	収 入 済 額		支 出 済 額		
	金 額	収入率(%)	金 額	執行率(%)	
一 般 会 計	2,266,959,092	80.4	2,233,261,889	79.2	
特別会計	国民健康保険	229,921,438	90.8	224,702,632	88.7
	診 療 所	40,082,486	93.4	38,950,327	90.8
	介 護 保 険	265,188,256	95.4	261,694,201	94.1
	簡 易 水 道	72,152,670	98.8	72,152,670	98.8
	農業集落排水	48,946,207	94.9	48,946,207	94.9
	土 地 取 得	29,000	29.0	29,000	29.0
	後期高齢者	31,145,130	94.2	30,741,730	93.0
	電 気 事 業	52,253,766	99.7	52,082,947	99.4
合 計	3,006,678,045	83.4	2,962,561,603	82.2	

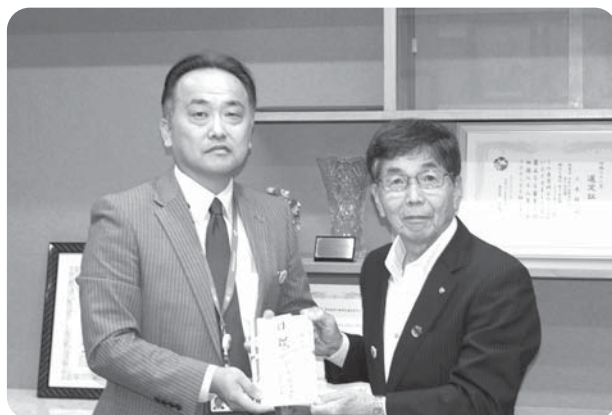
村には土地や建物の他に次のような種類の財産があります

(単位：千円)

基金名		金 額	基金名		金 額
積立基金	1. 財政調整基金		定額運用基金	1. 土地開発基金	35,453
	普通会計	1,218,168		2. 奨学資金貸与基金	10,000
	国保特別会計	6,893		3. 高額療養費貸付基金	1,000
	診療所特別会計	53,812		4. 農産物価格安定基金等	9,152
	小 計	1,278,873		5. 生活排水浄化推進基金	15,000
	2. 減債基金	261,946		小 計	70,605
	3. 特定目的基金				
	むらおこし基金	418,830			
	地域開発基金	115,816			
	地域福祉基金等	133,387			
	小 計	668,033			
	4. その他基金	191,073		合 計	2,470,530

LED防犯街路灯が寄贈されました

四国電力株式会社高知支店中村営業所よりLED防犯街路灯が寄贈され、10月23日にLED防犯街路灯寄贈式が行われました。来栖野地区、下長谷地区に合計3灯寄贈していただきました。ありがとうございました。



祝・長寿！！

9月15日(旧敬老の日)を基準として、88歳(米寿)、99歳(白寿)を迎える方、100歳を超える方に対して村長から記念品が贈呈されました。



88歳(米寿)	22名
99歳(白寿)	1名
100歳以上	3名

これからもお身体に気を付けて、
長生きしてください。

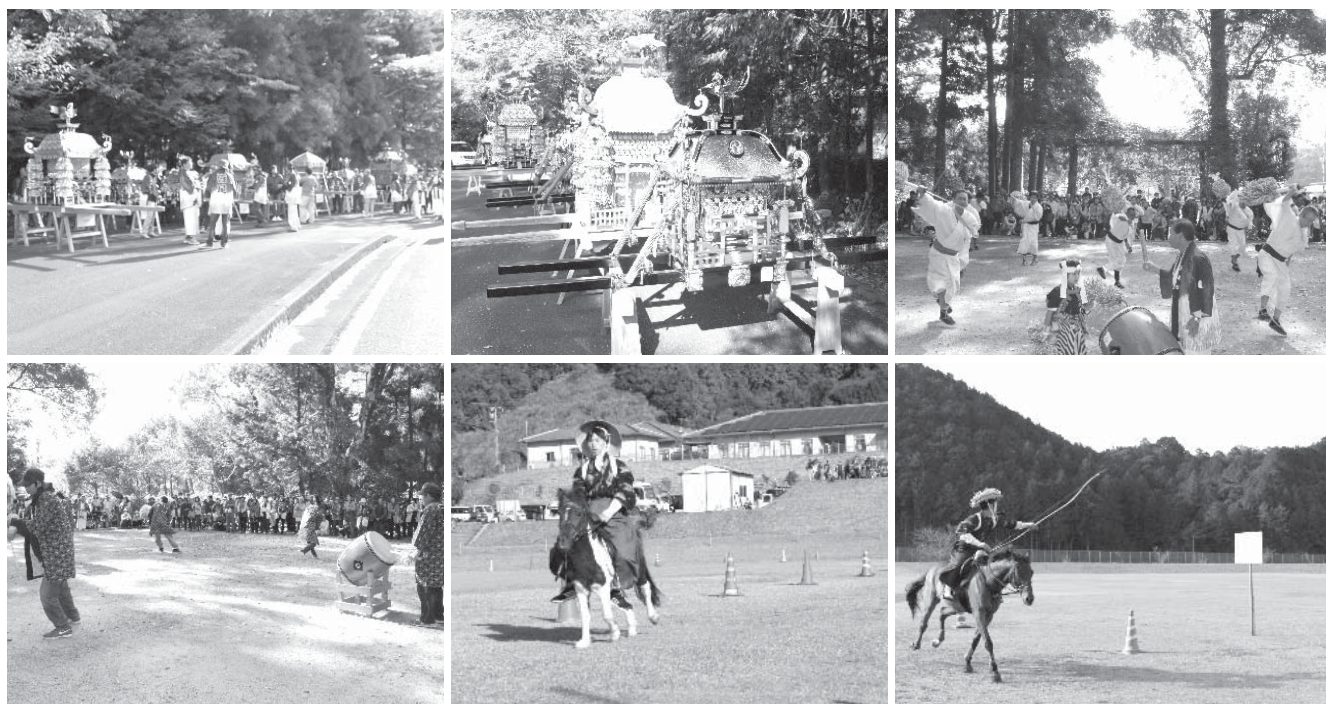
小・中合同運動会

9/15



総社祭

11/17



11月17日（日）、五社神社及び星ヶ丘ふれあい広場にて、伝承芸能保存会主催による第3回総社祭が開催されました。

今年は村内11地区から神輿が集まり、ふれあい広場から五社神社まで練り歩きが行われた他、幡多農業高校馬術部による、あげ馬・流鎗馬も披露されました。

神輿の練り歩き後、五社神社境内において、村内3地区の他、柚ノ木地区小・中学生と高知県立大生の合同による太刀踊りが披露、祭りの最後には餅投げも行われ、多くの人で賑わいました。

ふれあい高新in三原

10/30 オープニング



10/31 三原村健康ウォーキング



10/31 珠玉の名曲コンサート



11/2 写真家 野町 和嘉氏と中学生の交流



保・小・中合同発表会

11/1



どぶろく・農林文化祭

11/3



「第26回移動高知新聞 ふれあい高新」を10月30日～11月3日の5日間、幡多郡三原村で開催されました。三原村農業構造改善センターなどを会場に多彩なイベントを行い村の魅力を伝える話題を連日、高知新聞に掲載して頂きました。

ヒメノボタンの里めぐり

9/14



人権の花植え

保育所 9/18



小学校 11/11



中学校 11/12



出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日：令和元年12月19日(木曜日)
- ・開設時間：午前10:00～正午まで
- ・開設場所：三原村役場・第三会議室

出張相談は完全予約制となりますので、必ず事前の予約をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は、幡多年金事務所（34-1616）まで直接ご連絡ください。電話は、音声案内となっています。音声案内に沿って、「1」→「2」を選択して下さい。

※持参物は、ご予約時に幡多年金事務所にてご確認ください。

代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等（代理で来られる方のもの）が必要です。委任状が必要な方は役場住民課までご連絡ください。

年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺にご注意ください

今年10月より始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または市区町村の職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号等の個人情報を答えることのないようにご注意ください。ご不明な点等ございましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、高齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

お手続きをご希望の方は、市区役所及び町村役場またはお近くの年金事務所へ速やかにお申し出ください。

出産前後の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から出産前後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) から印刷をするか、市区役所・町村役場の窓口または年金事務所に備え付けてあります。



火災 救急は119



～ひとつずつ いいね！で確認 火の用心～

11月に入り空気が乾燥しはじめ、火災が発生しやすい季節を迎えます。一人ひとりが、火災予防に対する意識を持つことにより火災による悲惨な焼死事故や貴重な財産の損失を防ぎ、放火されにくい「火災に強い街づくり」のために、毎年、11月9～15日までの1週間で「秋の全国火災予防運動期間」と決めました。開始日の11月9日は、119番の日に因んだものです。

三原分署では11月9日に防火パレードとして村内を回りました。この期間に、総務省消防庁から示される全国火災予防運動実施要綱に基づき、各自治体がそれぞれの特殊性を考慮して実施しています。



餅による窒息事故に注意

毎年12月から1月にかけて餅による窒息事故が多くなります。
特に高齢者(65歳以上)が多く、約9割を占めています。

餅による窒息を防ぐ方法 ポイント

- ①餅は小さく切って、食べやすい大きさにしましょう。
- ②急いで飲み込まず、ゆっくりと噛んでから飲み込みましょう。
- ③乳幼児や高齢者と一緒に食事をする際は、適時食事の様子を見るなど注意を払うよう心がけましょう。
- ④いざという時に備え、応急手当の方法をよく理解しておきましょう



窒息のサイン

左の絵のような「窒息のサイン」を出しているとき、声を出せないとき、顔色が急に真っ青になったときなどは、食べ物などにより気道が塞がれていることが疑われます。このような場合は119番通報とAEDの搬送を依頼し、直ちに気道異物除去を始めます。

反応がある場合…まず咳をすることが可能であれば、できる限り咳をさせます。



背部叩打法

咳もできずに窒息しているときは、年齢・性別に関係なく実施可能な背部叩打法(はいぶこうだほう)を行きましょう。

窒息は、気道に詰まっているものを早く取り除くことが出来れば助かる可能性はかなり高くなります。救急隊が到着するまでにこれらの方法を行ってください。

●**寝室**

寝室には必ず設置します。(来客が就寝する部屋は除きます。)

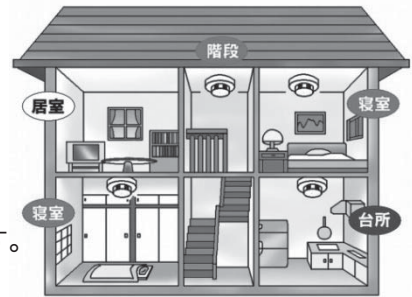
●**階段**

寝室が2階以上にある場合、階段にも設置します。

●**台所(任意設置)**

火災予防条例では設置義務はありませんが、設置をおすすめします。

台所には「熱式」の感知器をおすすめします。



住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先

幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629

～住宅の耐震化等を支援しています～

村では、災害から身を守る対策として様々な補助を行っております。
これから来ると予想される南海トラフ大地震等に備え、是非ご活用ください。

■住宅耐震改修事業

村では、住宅の耐震化に対する費用等について支援しています

この事業は、①耐震診断→②耐震改修設計→③耐震改修工事の段階ごとに実施します。

①耐震診断

- ・昭和56年5月以前*1に建築された住宅を対象に県に登録している耐震診断士が耐震診断を行います。
- ・50,000円まで補助
- ・3,000円自己負担

②耐震改修設計

- ・耐震診断の結果、耐震性に問題がある住宅に対して耐震改修の設計を行います。
- ・205,000円まで補助

③耐震改修工事

- ・②の耐震改修設計に基づいて、耐震改修の工事を行います。
- ・925,000円まで補助

■ブロック塀等耐震対策事業

■ブロック塀等耐震対策事業

- ・道路や避難路等に面している倒壊の危険性の高いブロック塀について、撤去及び安全性の高いフェンス等への改修を行います。
- ・205,000円まで補助

■老朽住宅除去事業

老朽住宅等の除却

- ・災害等での倒壊により周囲の住宅や、県道、村道、避難路に被害や危険を及ぼす恐れのある、空き家等の除却を行います。
- ・1,625,000円まで補助

※1 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
(戸建、長屋及び共同住宅で併用住宅を含み持家、賃家を問わない)

問い合わせ先
三原村役場 農林業建設課
☎ (0880)46-2111

国際交流員の

トーマス・キャンノンです!

vol.8

インターネットのおかげで、地球の反対側に居ても、毎週友達や家族と話せます。とてもありがたいです。速やかな返事を求めたら朝早く、夜遅くとちょうど正午しか合いませんが、お母さんはいつも、僕の居場所の天気と、故郷ミネアポリスの天気を教えてくれます。三原村の朝と夜の寒さや、ミネアポリスの落ち葉と初雪を見て「あー、冬が来ている」と強く感じられます。

旅行者、留学生と僕のような海外に住んでいる者は皆、大きな共通点があります。旅行することが好きだったり外国に行ったことがあったりするの当然ですが、一番の共通点はこの人たちが心の底から故郷に見つけられなかった何かを探していることだと思います。治安の良さ、生き甲斐、新しい経験や景色を見ることなど、様々な理由があります。正直に言うと、上記の三つは僕の来日したかった理由の一部ですが、一番はアメリカより日本の方が住みやすいのではないかと思ったからです。今まで、三原村は僕のこの期待に応えてくれましたが、一方で困難もありました。

三原村に住み始めて、1年3ヶ月が過ぎました。僕の国では、外国に住んで一年を超えたら成功したと言われます。最初の一年は大きなハードルとされているので、最初の一年を超えられたら、あとは更に楽になります。個人的に三原村に来た直後から、僕のこれまでの24年の人生は無意味になり、一人で何もできないような気がしました。日本語の能力もまだまだ不十分で、言いたいことが伝わらないのは辛いのですが、日常的な行動も案外大切でした。自分の家の掃除の仕方や見たことない食材の調理方法が分からず、自信がなくなっていました。失敗や間違いも色々あったため、落ち込んだ時もありました。でも三原村の皆の優しさとこの一年の経験で、やっと、自信が付き始めました。

9月から12月までは去年も、今年も僕の一番忙しい時期です。学校の行事が多いばかりでなく、この時期は祭りや勉強の季節です。太刀踊りに踊り子として参加するのは二回目なので、緊張感はなく、イベントにも少し慣れてきました。経験しているか、していないかの違いは大きいです。今年、運動会、太刀踊りとどぶろく祭りを再び経験しましたが、どぶろく祭りだけは去年に比べたらものすごい人出でした。「どぶろっく」も観ましたが、僕の日本語能力では、すべてのジョークは理解できませんでした。勉強の方は、国際交流員として年一回、国際交流員中間研修に行かなければいけません。3日間の研修で、全国の500人以上の国際交流員と一緒に講座を受けて、意見交換もできました。いい勉強になりました。ほかの国際交流員の取り組みや努力を見て、三原村でも出来ることが増えると感じました。12月も、もう一つ研修があり、国際交流員として、さらに成長できるので楽しみにしています。

気温がどんどん下がり、季節が秋から冬へと向かっています。この時期の気候が一番体に合うので、もっと外を歩いて、三原村のことを知りたいと思います。三原村は広いので、まだまだ知らないこともあるのではないかと思います。三原村以外にも、行ける場所は多いので、新しい経験や景色を体験できるオススメの場所などがあれば、ぜひ教えてください。三原村の皆にお世話になって、これからもよろしくお願いします。

令和元年度 宝くじの社会貢献広報事業

宝くじの助成金による社会貢献広報事業として地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するコミュニティ助成事業の助成金を用いて、狼内の備品と村内全域の秋祭り用ハッピーを整備することで、サロン活動や秋祭り等がより良い活動となりました。



幡多地域の医療機関における面会制限について

地域住民の皆様へ

幡多医師会より

草木も色づき始め少しづつ寒い季節になってまいりました。寒くなると色々と流行しやすい病気が出てきます。例えばインフルエンザやノロウイルスなどを原因とする感染性胃腸炎です。

幡多地域の医療機関では毎年冬場になると高知県が発表する感染症流行状況に応じて面会制限を行っております。

面会制限を行う理由は入院中の患者さんの生命を守るためです。

入院患者さんは体調を崩されていたり、治療のために抵抗力が落ちていたりします。このような病状の方々にインフルエンザやノロウイルスなどによる感染性胃腸炎がうつってしまうと急激に体調が悪くなり、新聞報道でも時々取り上げられるように命に関わるような事態に陥ることもあるのです。

このため医療機関では感染症流行状況に応じた面会制限を行っております。

地域住民の皆様におかれましては、面会制限の主旨をご理解いただき、各医療機関で面会制限の表示が提示されている場合には是非ご協力をお願いいたします。

幡多けんみん病院 感染管理室 0880-66-2222

放送大学 入学生募集のお知らせ

- 放送大学は、4月入学生を募集しています。
- 10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。
- 心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。
- 全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。
- 資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学高知学習センター（☎088-843-4864）までご請求下さい。
- 出願期間は、第1回は2月29日まで、第2回は3月17日まで。

弁護士資格のある 人権擁護委員による 人権相談所のご案内

高知地方法務局四万十支局と四万十人権擁護委員協議会では、弁護士資格を有する人権擁護委員による人権相談を2か月に一度開設しています。

今回は、下記の日程により弁護士資格のある人権擁護委員が人権相談をお受けします。

特に、法律関係についてお困り、お悩みの方は、ぜひ御利用ください。

- 1 開設日 令和2年1月23日(木)
- 2 時間 午後1時00分から午後3時00分まで
- 3 開設場所 高知地方法務局四万十支局
(四万十市右山五月町3番12号)
- 4 電話番号 0880(34)1600
- 5 その他 事前予約制につき、事前に電話で(または来庁の上)ご予約ください。
相談時間一人30分以内。相談は無料、
秘密は厳守します。



世界人権宣言71周年

12月4日から10日までは人権週間です。

基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々々が達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

このことから、法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和24年(1949年)以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。

そこで、本年も、12月4日から同月10日までの1週間を「第71回人権週間」と定め、各種啓発活動を実施しようとするものです。

高知地方法務局及び高知県人権擁護委員連合会においても、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所ですべて「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他くらしの悩みごと等、人権に関する御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

※お問い合わせは、最寄りの法務局又は市町村の担当窓口又は人権擁護委員まで。

人権擁護委員はあなたの身近な相談パートナーです

人権擁護委員をご存知ですか。地域の住民の皆さんの人権が侵されないように絶えず見守り、もし、人権が侵されたときには法務局と連携して、救済のための適切な措置をとるとともに、人権尊重思想をご理解いただくための活動を行うことを使命としています。

家庭、学校、職場、地域社会などでの困りごとや悩みごとは、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。相談料は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

あなたの街の人権擁護委員は、次の方々です。

津野寿雄さん 榎恭助さん

第12回 幡多講演会案内

知って得するタバコの話

- 【日時】 2020年2月23日(日) 参加費無料
9時30分～12時
- 【会場】 新ロイヤルホテル四万十 2F
(四万十市中村小姓町 Tel.0880-35-1000)
- 【講師】 佐藤 功(さとう かたし)先生
(宇多津病院放射線科画像診断センター長)



タバコは一度吸い始めるとやめられないのが普通です。意思が弱いからと言うのではなく、ニコチンに依存して、その結果、やめたくてもやめられなくなってしまふのが実情です。タバコを吸う人が一番の被害者ということになります。医学的にみてタバコは悪い、でも吸う人が悪いのではない、ということをお考えいただきたいと思います。

さらにタバコを吸う人だけではなく、タバコを吸わなくても周りの人のタバコの煙を吸うことになる、いわゆる受動喫煙の害が問題になっています。オリンピックを機に受動喫煙の防止に関する新しい法律ができるなど、国をあげてこの問題に取り組む機運があります。タバコを吸う人だけでなく、職場や家庭、すべての社会でタバコやその煙に対して考えていく必要があります。

【問合せ・申込み】

2月15日(土)締め切り にいや歯科医院 新谷泰司
四万十市具同2241-5
Tel.0880-37-4182・Fax.0880-37-6782
【主催】 国立国会くにたちかい(高知県国立大学歯学部同窓会)

◆相続登記無料相談会開催◆

高知県司法書士会では、2月の1ヵ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、県内10箇所¹⁰で無料法律相談会を実施します。相続登記をはじめとして、法定相続情報証明制度、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います。

日時 令和2年2月1日(土) 10時～15時
場所 宿毛市片島公民館(宿毛市片島1-77)
問合せ 高知県司法書士会 総合相談センター
088-825-3143

おしごとカフェ in 四万十市

高知県生涯現役促進地域連携協議会では「もう一度働きたい」という55歳以上の方を対象に『おしごとカフェ in 四万十市』を開催します。

企業の方と直接、お仕事の内容等を気軽に話せる茶話会形式です。

未経験の方も大歓迎です。ぜひお越しください。

- 日時 1月22日(水) 14時～16時
- 場所 物産館 サンリバー四万十
(四万十市右山 383-7)
- 参加料 無料
- 対象 おおむね55歳以上の方
- 定員 先着20名(要事前申込)
- 参加企業 5社程度
- 申込み・問合せ

高知県生涯現役促進地域連携協議会

事務局 高知県経営者協会 TEL 088-879-1907

認知症予防教室開催の お知らせ

聖ヶ丘病院で認知症予防の講座&座談会を開催します。

1月は『高齢者の買い物トラブルと対策』で、幡多広域消費生活センターから講師をお招きし、お話ししていただきます。事前の申込は不要です。どなたでもお気軽にご参加下さい。

日時 令和2年1月31日(金)
14時～15時

開催場所 宿毛市押ノ川1196 医療法人祥星会
聖ヶ丘病院 作業療法室

参加費 無料

駐車場 有

お問い合わせ 聖ヶ丘病院

地域連携推進室 中野・長尾

電話番号: 0880-63-2146(病院代表)

幡多広域消費生活センター便り

「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入に

【事例1】

娘がスマホで、期間限定10円のダイエットサプリを注文した。商品が届き、注文書を見ると定期購入になっていた。娘は定期購入契約であることを知らなかった。(40歳代 女性)

【ひとこと助言】

- ・定期購入の契約条件によっては途中で解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても電話が繋がらなかつたりする場合も多くあります。
- ・困ったときは、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。
(消費者ホットライン「188」)

国民生活センター 見守り新鮮情報第302号

※幡多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。
お気軽にお申込みください。

困ったときは、消費生活センターへご相談ください。

幡多広域消費生活センター

<相談受付>月曜日～金曜日(祝祭日および年末年始を除く) 9:00～12:00 / 13:00～17:00

電話:(0880)34-6301 FAX:(0880)34-6295

〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階

幡多クリーンセンター 年末年始のゴミの直接持込みについて

※昼休み12:00～13:00のごみの受け入れは行っていません。 ※土日祝日は休みとなっております。

年 末	12月27日(金曜日)	通常通り 9:00～16:30
	12月30日(月曜日)	特別受入れ 9:00～16:00
	12月28日(土曜日)～1月5日(日曜日)	休業日のため、ゴミの受け入れは致しません
年 始	1月 6日(月曜日)	通常通り 9:00～16:30

幡多クリーンセンター TEL 0880-31-2600

年末年始の一般家庭ゴミ収集について

村内のごみ収集の最終日は 12月27日(金) で、収集地域は、B地区です。

ごみ収集は年が明けて、1月6日(月)の収集地域はA地区から収集を行います。

収集日以外の日には、ゴミステーションにゴミを出さないでください。

「ゴミを出す日」は、村のカレンダーをご覧ください。

三原村住民課 TEL 46-2111



幡多地区年末年始休日救急歯科診療 当番医療機関

12月30日	山本 歯科医院	四万十市具同田黒2丁目16番5号	0880-37-1368
12月31日	川 村 歯 科	四万十市具同田黒3丁目7番5号	0880-31-2501
1月 1日	朝 日 歯 科	四万十市中村於東町26番地	0880-34-1108
1月 2日	吉 田 歯 科	宿毛市中央7丁目8番13号	0880-63-2666
1月 3日	植 垣 歯 科	土佐清水市天神町13番1号	0880-82-1881

※診療時間：午前9:00～12:00

自衛官等採用試験のお知らせ(自衛官候補生・予備自衛官補)

※自衛官候補生の応募資格(年齢)が変更されました!

【自衛官候補生】

【身 分】 特別職国家公務員(自衛隊員)

【応募資格】 学歴不問 18歳以上27歳未満から、18歳以上33歳未満に変更

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限ります。

【試験種目】 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

【受付期間】 受付は年間を通じて行っております。

【試験期日】 受付時にお知らせします。

【給 与 等】 (月額)133,500円、自衛官任官後(約3ヶ月後)から 169,900円 2019年1月1日現在

【各種手当】 自衛官任官後、扶養手当、地域手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。

【休日・休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。

【予備自衛官補一般・技能】

【身 分】 非常勤の特別職国家公務員

【受験資格】 (一般)18歳以上34歳未満

(技能)18歳以上53~55歳未満(資格内容により異なります。)

※技能公募につきましても、各種資格が必要となります。

下記連絡先までお問い合わせ下さい。



【試験種目】 (一般)筆記試験(国語、数学、理科、社会、英語及び作文)、口述試験、適性検査、身体検査

(技能)筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査及び身体検査

【受付期間】 令和2年1月初旬~令和2年3月中旬予定

【試験期日】 令和2年4月初旬予定

【手 当 等】 日額7,900円(教育訓練参加日数分支給)

自宅から訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。

お問合せ 防衛省 自衛隊高知地方協力本部 四万十地域事務所 電話番号 0880-35-3096

当直医療機関

休日当直日	四万十市	宿毛市	土佐清水市
12月31日(火)	木俵病院 0880-34-1211	清谷医院 0880-63-2302	渭南病院 0880-82-1151
1月 1日(水)	佐々木整形外科 0880-34-7177	筒井病院 0880-66-0013	渭南病院 0880-82-1151
1月 2日(木)	竹本病院 0880-35-4151	いなげ胃腸科内科 0880-62-1113	松谷病院 0880-82-0001
1月 3日(金)	正木整形外科 0880-34-5252	大井田病院 0880-63-2101	渭南病院 0880-82-1151

どぶろく・農林文化祭

11月3日(日)

農業構造改善センターで三原村どぶろく・農林文化祭が開催されました。ステージではお笑いコンビ「ツーライス」がどぶろく早飲みや丸太の早切り競争を盛り上げ9月に「キングオブコント2019」で優勝した「どぶろく」の登場に会場から歓声と笑いが起こるなど、来場者も賑わい大盛況のイベントとなりました。

